

平成27年12月定例会 県土整備委員会（事前）

平成27年11月26日（木）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

井川委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時40分）

これより、危機管理部関係の調査を行います。

この際、危機管理部関係の12月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案】（資料①②）

- 議案第 1 号 平成27年度徳島県一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 3 号 徳島県ふぐの処理等に関する条例の一部改正について
- 議案第16号 平成27年度総合情報通信ネットワークシステム整備事業費に対する受益市町村負担金について
- 議案第17号 徳島県総合情報通信ネットワークシステム再整備工事の請負契約の変更請負契約について
- 議案第18号 動産の取得について
- 議案第20号 徳島県立南部防災館の指定管理者の指定について

【報告事項】

- 自転車の安全で適正な利用に関する条例（案）について（資料③）
- 「徳島県地域防災計画」の修正について（資料④）
- 「徳島県広域防災活動計画」の見直しについて（資料⑤⑥）
- 「戦略的災害医療プロジェクト」基本戦略（案）について（資料⑦⑧）

黒石危機管理部長

危機管理部から12月定例会に提出を予定しております案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の危機管理部の県土整備委員会説明資料に基づき、御説明申し上げたいと思います。

まず、資料の 1 ページをお開きください。

危機管理部における12月補正予算案といたしまして、最下段、計の欄から 2 列目に記載のとおり、1 億 6,416 万円の補正をお願いするものであります。補正後の予算額は71億 5,413 万 5,000 円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、2 ページをお開きください。

補正予算の課別主要事項について、御説明申し上げます。

とくしまゼロ作戦課についてであります。

上から 2 段目、防災総務費の摘要欄①、総合情報通信ネットワークシステム運営費のア、総合情報通信ネットワークシステム再整備事業では、県の防災行政無線につきまして、昨年度から 2 か年にわたり、県内全域において再整備を進めているところでございますが、平成 26 年の工事発注後、総務省四国総合通信局や徳島地方気象台などからの指示あるいは要請、さらには防災情報のデジタル映像化などの状況変化に対応するため、情報通信機能の強化など一部見直しに要する経費といたしまして、とくしまゼロ作戦課、合計で 1 億 6,416 万円を計上いたしております。

この見直しに伴いまして、後ほど 7 ページのほうで御説明させていただきますが、現在の請負契約額 37 億 2,600 万円の約 4 %増額の変更請負契約をお願いするものでございます。

続きまして、3 ページを御覧ください。

債務負担行為についてであります。

徳島県立南部防災館の管理運営協定につきまして、平成 28 年度から平成 30 年度までの期間で、限度額 3,699 万 5,000 円の債務負担行為の設定をお願いするものであります。

次に、4 ページをお開きください。

その他の議案等についてでございますが、まず、徳島県ふぐの処理等に関する条例の一部改正でございます。

改正の理由といたしましては、国におきまして食品表示法に基づき、ふぐ加工製品の表示基準が定められたことによりまして、条例の関係規定を廃止するものでございます。表示基準による変更はございません。

次に、5 ページを御覧ください。

平成 27 年度総合情報通信ネットワークシステム整備事業費、これは防災行政無線でございますが、これに対する受益市町村負担金についてであります。

この負担金は、県内全域で整備を進めております再整備事業におきまして、市町村役場や消防本部の庁舎の中に端末局を設置する経費の一部につきまして、原則 2 分の 1 でございますが、この御負担を頂くものでございます。

5 ページから 6 ページにかけまして、事業を実施しております各市町村ごとに事業内容、事業費、負担金の額、事業費に対する負担金の割合を記載いたしております。

次に、7 ページを御覧ください。

徳島県総合情報通信ネットワークシステム再整備工事の請負契約の変更請負契約についてであります。

先ほど、補正予算案で御説明させていただきましたが、昨年の整備工事の発注後、総務省四国総合通信局や徳島地方気象台などからの指示や要請、防災情報のデジタル映像化などの状況変化に対応するため、情報通信機能の強化など一部見直しが必要となりまして、契約の変更をお願いするものでございます。

工事箇所は県内一円、契約金額は 37 億 2,600 万円を 38 億 9,016 万円へと、約 4 %の増額となっております。

契約の相手方は、三菱電機・三笠電機・徳島県総合情報通信ネットワークシステム再整備工事共同企業体であります。

次に、8 ページを御覧ください。

動産の取得についてであります。

消防防災ヘリコプターでございますが、運航開始後17年が経過していることから機体の更新に向け、手続を開始しております。

この度、一般競争入札によりまして、川崎重工業株式会社が落札し、仮契約を結びましたことから、本契約を締結するにあたり、議会の議決を頂くものであります。

取得予定価格は、20億 3,040 万円であります。

次に、9 ページを御覧ください。

徳島県立南部防災館の指定管理者の指定についてであります。

徳島県立南部防災館につきましては、指定管理者の公募と選定を行ってまいりましたが、その結果、海陽町を指定管理者として指定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、お手元にお配りしております委員会資料その 1、徳島県立南部防災館指定管理候補者の選定結果についてに記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、この際、4 点、御報告を申し上げたいと思います。

まず、お手元の県土整備委員会資料その 2、自転車の安全で適正な利用に関する条例案についてを御覧ください。

1 の条例案の骨子の（1）目的としましては、自転車の安全な利用意識の向上、安全かつ快適に利用できる環境の整備、及び自転車事故の防止を図ることで、自転車の安全な利用を促進することを目的といたしております。

次に、（2）県の責務といたしまして、自転車の安全な利用の促進に関する、総合的な計画の策定や交通安全教育などの支援を、また、（3）自転車利用者の責務といたしまして、①に記載の道路交通法等の遵守はもとより、④に記載のとおり、ヘルメットの着用や安全器具の備付けの励行などを定めることとしております。

2 ページを御覧ください。

（8）自転車安全適正利用推進計画につきましては、県民の皆様の御意見を反映しながら、計画を策定、公表いたしますとともに、（12）に記載している自転車の点検整備の実施の促進や（13）に記載の自転車損害賠償保険等への加入の促進などを規定してまいりたいと考えております。

今後のスケジュールの案でございますが、県議会での御論議をはじめ、パブリックコメント等を通じまして、県民の皆様から、広く御意見をお伺いし、成案を取りまとめ、次の来年の定例会に御提案させていただきたいと考えております。

次に、お手元の県土整備委員会資料その 3、徳島県地域防災計画の修正についてを御覧ください。

まず、県地域防災計画とは、災害対策基本法に基づく本県の災害対策の基本となる計画でありまして、国が定める防災基本計画に基づいて県の防災会議が作成するもので、毎年、検討を行いまして、必要に応じて修正を行っていくものでございます。

次に、今回の主な修正項目についてでございます。

まず、1 点目、国の防災基本計画の修正に伴う事項としまして、最近の災害対応の教訓

を踏まえた、国の防災基本計画の修正事項を反映し、土砂災害警戒区域等基礎調査結果の公表の義務化、これまでは警戒区域の指定をした後に公表していたんですけれども、それを基礎調査結果が出た段階で早めに公表するというものでございます。次に、避難勧告等発令範囲の適切な設定、これはできる限り地域を絞り込むということ、避難準備情報の活用の促進など、について明記いたしております。

次に、2 点目、豪雨災害への対策の強化では、近年の豪雨災害の教訓などを踏まえた対策強化といたしまして、豪雨災害時における住民への情報提供の在り方や、避難勧告等の発令の判断指針として策定した豪雨災害時避難行動促進指針、これは例えば避難勧告ですと、河川で氾濫危険水位を超えると原則勧告を出すとか、土砂災害警戒情報が出されると避難勧告を出す、あるいは、記録的短時間大雨情報が出ると避難指示を出すとかそういった原則がございまして、その辺りをきちんと明記していくといったものでございます。

次に、3 点目、徳島県国土強靱化地域計画の反映として、強靱化地域計画に位置付けました緊急輸送路の複線化、耐震化等の推進、災害時情報共有システムの機能強化、雪害対策など、防災上、緊急に整備すべき事項を明記いたしております。

この地域防災計画の修正につきましては、議会での御論議を踏まえまして、12 月に開催予定の県の防災会議に諮りたいと考えております。

次に、お手元の県土整備委員会資料その 4、徳島県広域防災活動計画の見直しについてを、また、県土整備委員会資料その 5 の冊子、これは全体版でございまして、をお配りさせていただきます。

このうち、資料その 4 の概要版により、御説明させていただきます。

まず、1 広域防災活動計画とは、南海トラフ巨大地震の発生時におきます自衛隊、警察、消防等の各部隊や、医療や物資等の支援活動が迅速かつ効果的に実施できますように、進出拠点や輸送ルートなど、受入れに必要な事項等を定める計画でございまして。

続いて、2 見直しの背景でございまして、国が、南海トラフ地震発生時の活動計画を、本年 3 月に策定したことに伴い、現在の県の計画の見直しを行うものでございます。

次に、3 見直し後の計画概要ですが、計画の構成は、国の活動計画に準拠し、まず（1）位置付けとして、国の活動計画と連携、整合を図ることとし、（2）緊急輸送ルートでは、県外部隊の速やかな応急対策に必要な緊急輸送ルート等の道路情報の収集、共有、活用について明記しております。

次に、（3）救助・救急、消火活動といたしまして、国の活動計画では、全国の部隊の約 3 割が四国に来る想定で作っております。その進出拠点が定められておりますが、この県の計画では、県内で、部隊を受け入れる救助活動拠点候補地を 35 か所、各市町村に 1 か所以上ございまして、これを選定いたしております。

続いて裏面の 2 ページを御覧ください。

（4）医療活動といたしまして、災害派遣医療チーム、いわゆる DMA T の参集、移動支援をはじめ、日本医師会災害医療チーム JMA T など、医療救護班の調整などについて、また、（5）物資調達では、国の活動計画で定められている広域物資輸送拠点から市町村の避難所までの中継を行う、地域内輸送拠点候補地 30 か所、各市町村に 1 か所以上選定をしておりますが、これを明記いたしております。

次に、（６）燃料供給といたしまして、災害拠点病院などの重要施設に対する燃料供給体制や、燃料の備蓄体制を明記するとともに、（７）防災拠点では、国の活動計画で定める広域進出拠点のほか、救助活動拠点候補地として計35か所、地域内輸送拠点候補地として30か所、燃料拠点などについて、取りまとめて掲載しております。

次に、３ページの図のほうを御覧ください。

左側に国の活動計画と右側に本計画との関係を示した体系図であります。右側にあります県の活動計画の見直しということで、議会での御論議を踏まえまして、12月に開催予定の県の防災会議に諮りたいと考えております。

続きまして、お手元の県土整備委員会資料その６として、戦略的災害医療プロジェクト基本戦略（案）の概要についてを、また、県土整備委員会資料その７の冊子では、その全体版をお配りさせていただいております。

このうち、資料その６の概要版により、御説明させていただきたいと思います。

まず、１の背景でございますが、東日本大震災におきましては、震災後も、長期の避難生活における身体、精神的疲労などによりまして、3,000人を超える災害関連死の発生が報告されておりますことから、２の基本戦略（案）の（１）の目標につきましては、災害関連死をはじめとする防ぎ得た死をなくすこととしております。

（２）の行動方針といたしましては、①平時から災害時へ、災害時から平時へ、つなぎ目のないシームレスな医療の提供、②医療や防災関係者だけでなく、地域ぐるみによる医療提供体制の構築、③海外からの支援活動も見据えた、災害活動における国際基準の導入を行動方針といたしております。

（３）のプロジェクト行動分野といたしまして、五つの柱を設けております。①の災害医療力の強化では、災害拠点病院、県内には11か所指定しておりますが、を中心とした応援、受援体制の構築や災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）など、人材の育成、強化を行いまして、②の要配慮者支援の強化では、高齢者、障がい者など被災後の健康維持や、医療やケアの中断が命にかかわる在宅患者、例えば在宅の酸素吸入者や人工透析患者などへの支援に取り組んでまいります。

また、③の避難環境の向上では、国際基準を取り入れた避難所支援体制の整備や避難所運営リーダーの養成、アマゾンジャパンと協定によります、欲しいもののリストを活用した物資供給など、④の情報共有機能の強化では、災害時情報共有システムによる医療や防災関係機関との情報共有に、⑤の災害医療支援ビジネスモデルの創出では、徳島ならではの防災用品の普及や最先端の防災用品の導入実証などの取組を進めていくこととしております。

３の今後の予定案でございますが、この基本戦略につきましては、県議会での御論議も踏まえまして、その後、パブリックコメントを実施し、県民の皆様の御意見もお聞きしながら、来年２月頃の策定を予定しているところであります。

以上、御報告申し上げます。

よろしく御審議の程、お願いいたします。

井川委員長

以上で、説明等は終わりました。
これより質疑に入ります。
それでは、質疑をどうぞ。

喜多委員

たくさん説明を受けたので、今、受けた防災計画とか医療プロジェクトにつきましては、また付託委員会で質問をさせていただきたいと思います。

今、話がありました、このとくしまゼロ作戦課のほうの防災総務費の総合情報通信ネットワークシステムの再整備計画ということで、総務省と気象庁、そしてデジタル映像化等の指示とかがあって、1 億 6,000 万円増額ということでありますけれども、その意向を受けて何がどう変わるかをお尋ねいたします。

坂東とくしまゼロ作戦課長

総合情報通信ネットワークシステム再整備の変更の内訳についての御質問でございます。

国などの関係機関との協議によりますものが幾つかございますが、まず、総務省との関係で申し上げますと、防災行政無線、このデジタル化に伴いまして、これは県ごとに免許が交付をされておるものでございまして、電波が飛ぶエリアで、徳島県内で使う防災行政無線につきましては、徳島県から余り遠くへ、香川県とか瀬戸内のほうまで電波が飛びますとほかの県が利用している電波と混線をするということで、その電波が飛びすぎないようにという指示がございまして、設計の段階で一旦そういう指示というか、基準というものは、当然、検討しておるんですけれども、実際に施工する中で、他県への影響、これを一層軽減するために、飛びすぎないようにということでアンテナの形状の変更などが指示をされております。

また、関係機関について幾つか申し上げますと、例えば、徳島地方気象台からはいろいろな気象情報などの提供を行っていただいておりますが、こちらにつきましては、気象台のほうから、近年、豪雨が全国で多発をしているという中で、落雷によって無線の装置が停止をしたという事例があったという指摘がございました。このため、落雷対策の強化を求められたところです。これにつきましては、気象台からの電波につきましては、眉山の中継局、眉山の山頂に中継局を造っておるんですけれども、この間の通信機器、これの二重化、落雷があっても全てがこの停止をしてしまうというのではなくて、二重化を行うということで停止を防ぐ、そういう対策が必要になっております。

また、国土交通省との関係で申し上げますと、四国地方整備局というのがございますが、この間の専用回線につきましては、通話回線、電話みたいなやりとりをする音声で、防災無線の電話があるんですけれども、この無線の回線につきましては、災害時の確実な接続というものを確保するために通話回線の数を増やすというふうな要望がございまして、その対応などを行いました。

喜多委員

それで 1 億 6,000 万円ということでございますね。

それぞれの関係省庁の御意向を受けてするのは結構なことだと思いますけれども、これで完璧というのが、多分、ないだろうと思います。これからもいろいろとまた要望とか変更とかがあろうと思います。これ、決めたのは去年だったんですかね。1 年のうちに変わるというのは致し方ないとは思いますが、当初、決めるときにきちっと決めてほしいなということを思います。

それと、自転車ですが、この条例ができるのは非常に結構だと思います。自転車の悲惨な事故というか、この頃、自転車が通行、歩行者に追突して死亡事故を出すという事例も出ておりますし、それによって莫大な補償もあります。その条例は道路交通法との観点というか、整合性というのができておりますでしょうか。

小椋生活安全課長

自転車の条例と、法律であります道路交通法との関連性ということでございますが、まず初めに、道路交通法につきましては、お手元の資料にも、自転車利用者の責務ということで、まずは法令の順守ということです。その上で、さらに、事故を防止するために自転車利用者の方が、当然ながら、自ら乗った場合には加害者になることもあるということ踏まえて、先ほどの保険とかそういうものも加入するようにということで、努力しなければならないものと、それから、それを促進しなければならないものというのを条例のほうでは定めていきたいと考えているところでございます。

喜多委員

基本的には、道路交通法でこの自転車についても全て決まっているというか、大体、網羅されておるとは思いますけれども、お願い条例というか、ほかの県の条例なんかを見ますと、重大な違反を繰り返した場合には罰則があるとかないとかという話もありますし、道路交通法がもちろん基本でありますけれども、それとの関連というか、あくまでも、条例なのでこうしてほしいな、安全のためにこうしてほしいなということの条例ということになるんですか。

小椋生活安全課長

ただいまの御質問ですが、まず、罰則につきましては、道路交通法、法律になるんですが、こちらの条例では、お願いということもありますが、一方で、2 ページの（８）のところに自転車安全適正利用推進計画という形の中で、できたら、自転車に特化した交通安全運動ですとか、それから、交通ルールなり思いやりのある交通ができるように、教育とか普及啓発の活動などを盛り込むことによって、単にお願いするだけでなく県民の皆様とともに、自転車の交通安全に取り組むという活動などをまた改めて示していければと考えているところでございます。

喜多委員

私が来るときに、時間帯にもよりますが、高校生が自転車で通学をしております。非常に多い数で、時間が集中しておりますので、7 時過ぎから 8 時前ぐらいまでが、本当

に切れ目のないぐらいの高校生の通学自転車ということでございます。今までもですけども、基本的に、自転車は左側というのが、改めて去年か再度決まって、そして、その教育を学校で特にしてほしいということも委員会でもお願いしたこともありますけれども、学校によって、制服で学校がわかるんですけども、学校によっては、左側を来ている学校も多いんですけども、学校によっては、多分、自転車の交通安全教育ができていないところは右側へいて危ないなと思うときがあるんですけども、再度、これにも載っておりますけれども、学校からの自転車通学の教育の実施というか、これは、特に大事ではないかなと思います。

高校生って、この頃、スマートフォンや携帯電話を持って両手を離していつているというのは、時々ありますけれども、すばらしい運動神経だなということで感心しております。本当に一瞬にしてちょっと不注意というか、奪われるという中で、特に、この条例によって道路交通法以前の問題の安全教育というのを、特に、教育委員会と連携して今後もやってほしいなと思うんですけども、どのように進めていくか、お尋ねをいたします。

小椋生活安全課長

学校を中心とした、自転車に限らず、交通安全の教育ということで御質問いただいたかと思いますが、この度、自転車の交通安全運動につきましては、それぞれ小学校から高校と各階層別に、交通安全教室、学校を訪問して今までにも行ってきたところでございますし、10月までに289回、実行者も2万9,000人という形でやってはきたんですが、講習をしても、実際に学校を離れたらできていないというところも、事実、あるところはございます。今回、この条例を作るときには、当然ながら、条例の周知と交通安全、自転車を中心とした交通安全教育があるんですが、教育委員会との連携による学校、それから、あわせて、できれば保護者の方にも、機会を捉えて、保護者としての監督責任というのがあるのかなと思いますので、その部分でも自転車の交通安全教育を通じて知っていただく、それから、親からも注意をしていただけるよう取り組めればと思います。

それにあわせて、資料の2の(12)の点検整備と、それから、(13)の損害賠償保険の加入ということで、先ほど委員からお話ありましたように、兵庫県では、小学生の子供が高齢者というか、60代の女性の方と正面衝突して意識不明で9,500万円の損害賠償という話もありましたので、当然ながら、保護者についてもそういう監督責任義務があるということを知ってもらう上で、教育委員会、それから、PTAの連合会などの団体の方とも連携をして進めてまいりたいと考えているところでございます。

喜多委員

よろしくお願いします。

交通事故によって、十数年前は徳島県も100人近い死亡者がありました。そして、現在は30人、今年は28人ということで、去年の同月比より2人ぐらい少ないということで、病気だったらだんだん病気になっていくというか、悪くなっていくんですけど、交通事故は一瞬にしてその大切な命が奪われるという中で、学校と、今言ったような家庭と、そして、警察とがもっと緊密に連絡し合って、是非とも、徳島県、交通事故ゼロに向かって危

機管理部も一体となってやってほしいなということを要望して終わります。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは，これをもって質疑を終わります。

以上で，危機管理部関係の調査を終わります。

議事の都合により，休憩いたします。（11時11分）